

平成22年度福島県献血推進計画

はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第9条に規定する基本方針及び同法第10条第1項に規定する献血推進計画に基づき、同法第10条第4項の規定により福島県が定める平成22年度の献血の推進に関する計画である。

第1 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量及び目標人数

1 献血により確保すべき血液の目標量

- (1) 平成22年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤120,000単位、血漿製剤^{しょう}53,000単位、血小板製剤150,000単位が必要と見込まれる。
また、原料血漿^{しょう}は15,408リットルの確保が国から割り当てられている。
- (2) 県内で必要とする血液を県民の献血により確保するとともに、割り当てられた原料血漿^{しょう}を確保するため、平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量を、200mL献血が2,500リットル、400mL献血が23,080リットル、血漿成分献血^{しょう}が4,237リットル、血小板成分献血が5,800リットルの計35,617リットルとする。

2 献血目標人数等

上記目標量を確保するための献血者確保目標人数を90,100人とし、その内訳は、200mL献血者数12,500人、400mL献血者数57,700人、血漿成分献血者数^{しょう}5,400人、血小板成分献血者数14,500人とする。

3 市町村と福島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の配分方法

全血献血等については、県内の各市町村を巡回する血液センターの移動採血車による確保が主体となるため、上記目標人数を次のとおり市町村と血液センターに配分する。

(1) 全血献血者数（200mL、400mL）

全血献血については、移動採血車による採血が主力であり、また、移動採血車による献血は事業所等の受け入れ時間の短縮を考えると、採血時間の短い全血献血がより効率的である。したがって、血液センター（固定施設）についてはRhマイナス型の対応や緊急時の対応を主に考えることとし、平成

21年度上半期の実績を考慮して市町村と血液センターの配分比率を89:11とする。

(2) 成分献血者数

成分献血（血漿成分献血及び血小板成分献血）については、各血液センター及び献血ルームなどの固定施設で採血を行うこととする。

献血目標人数

（単位：人）

区分	献血者数	内 訳			
		200mL 献血	400mL 献血	血漿成分 献血	血小板成分 献血
血液センター	27,622	1,375	6,347	5,400	14,500
移動採血車 (市町村)	62,478	11,125	51,353	0	0
計	90,100	12,500	57,700	5,400	14,500
前年度目標	84,100	10,800	52,800	9,700	10,800
増 減	6,000	1,700	4,900	-4,300	3,700

4 各市町村への配分

上記のとおり市町村に配分した目標人数は、献血種別ごとに、平成21年10月1日現在における15歳から64歳の現住人口に応じて配分し、各市町村に対しての割り振りは別に定める。

5 移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力する。

6 献血目標人数の確保

県、市町村及び血液センターは、200mL献血から400mL献血へ移行している現状を踏まえ、設定された種別ごとの目標人数の確保に努める。

第2 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

(1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられ

ていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、県民に対し、普及及び啓発を行う。

- (2) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加できるよう、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血組織の育成及び献血の受入れの円滑な実施等を行い、献血への関心を高める。
- (3) 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮し、継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかける。
- (4) 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。
- (5) 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(7) 県は、献血量を確保しやすくなるとともに、400mL全血採血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施する他、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて、県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- (イ) 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。
- (ロ) 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。
- (ハ) 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市において、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。

イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血や血液製剤について情報提供を行う。

(7) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実施する。

- a 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施する。
- b 優秀作を用いて作成したポスターを中学校等に配布し、広く県民に対し、献血思想の普及啓発を行う。
- (イ) 県は、大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体の育成及び若年層献血者の増加を図る。
- (ロ) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、若年

